
規 則

高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）を施行するため、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(工事の許可申請の手続)

第 3 条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条又は第63条の規定により添付する図面に、当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(許可申請書の添付書類)

第 4 条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別記第1号様式による工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書
- (2) 工事主の直近3年分の所得税の納税証明書（当該工事主が法人である場合にあっては、直近3事業年度分の法人税の納税証明書）
- (3) 工事主の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- (4) 別記第2号様式による土地所有者等の同意書
- (5) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者全ての印鑑登録証明書（当該同意をした者が法人である場合にあっては、印鑑証明書）
- (6) 工事をしようとする土地の区域内の登記事項証明書及び公図の写し（3月以内に作成されたものに限る。）
- (7) 工事施行者の登記事項証明書（当該工事施行者が法人である場合に限る。）及び建設業の許可証明書の写し
- (8) 政令第21条各号に掲げる措置を講じようとするときは、政令第22条各号に掲げる資格を有することを証する別記第3

号様式による設計者の実務経験証明書

(9) 別記第4号様式による誓約書

(10) 土地の求積図

(11) 排水施設の設計に係る書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(工事の協議の申出)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記第5号様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号並びに前条第10号から第12号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記第6号様式による土石の堆積に関する工事の協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第2項第1号から第4号まで及び前条第10号から第12号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(工事の軽微な変更の届出)

第6条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者（以下「工事許可を受けた者」という。）は、法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出を行おうとするときは、別記第7号様式による軽微な変更の届出書を知事に提出しなければならない。

(工事の変更協議の申出)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者であって、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、別記第8号様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書の正本及び副本に、第5条第1項の書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者であって、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、別記第9号様式による土石の堆積に関する工事の変更協議申出書の正本及び副本に、第5条第2項の書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

(届出工事の変更の届出)

第 8 条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記第10号様式による届出工事変更届に、省令第52条第2項（省令第82条第1項において準用する場合を含む。）又は第4項（省令第82条第2項において準用する場合を含む。）の書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

（工事の廃止の届出）

第 9 条 工事許可を受けた者又は法第21条第3項、第27条第1項若しくは第40条第3項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止しようとするときは、別記第11号様式による工事廃止届を知事に提出しなければならない。

（工事完了検査申請書の添付書類）

第10条 省令第40条及び第70条の完了検査申請書には、次に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添付しなければならない。

- （1） 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了した状況
- （2） 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了した状況
- （3） 擁壁の裏面の水抜穴及びその周辺の状況
- （4） 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠^{きよ}、管渠^{きよ}等の配置が完了し、土砂を埋め戻す直前となった状況並びにこれらの排水能力及び強度
- （5） 急傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置をした状況
- （6） 擁壁の基礎^{くい}杭の耐力
- （7） コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理の状況
- （8） 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況
- （9） 前各号に掲げるもののほか、工事の施行段階で当該工事の完了後外部から明瞭に確認することができなくなる箇所の状況

（工事の完了検査の手続）

第11条 工事許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項又は第36条第1項の規定による工事完了の検査の申請を当該工区ごとに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付は、当該工区ごとに行うものとする。

（工事の中間検査の手続）

第12条 工事許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査の申請を当該工区ごとに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、当該工区ごとに行うものとする。

(工事の定期の報告)

第13条 工事許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとするときは、当該工事が完了するまでの間、別記第12号様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第48条第1項又は第78条第1項の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 工事許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事について法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとするときは、当該工事が完了するまでの間、別記第13号様式による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第48条第2項又は第78条第2項の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(届出工事の完了届)

第14条 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、別記第14号様式による届出工事完了届を知事に提出しなければならない。

(災害の発生のおそれがないと認められる工事に係る標高差の値)

第15条 省令第8条第9号及び第10号口の規則で定める値は、50センチメートルとする。

(適合証明書の交付の申請)

第16条 省令第88条の規定に基づき法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める者は、別記第15号様式による適合証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

第17条 法第7条第1項(法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高 知 県 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 施 行 細 則

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書

工事主・工事施行者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

電話番号

資本金	円	主たる取引金融機関
創業年月日	年 月 日	営業年数 年 月
営業の沿革（創業時の組織、資本金の変更その他特記事項）		
営業内容（具体的に記入してください。）		
法令による許可等	建設業法（昭和24年法律第100号） ☐ 国土交通大臣 許可 年 月 日 第 号 ☐ 知 事	
	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号） ☐ 国土交通大臣 免許 年 月 日 第 号 ☐ 知 事	

(裏面)

納税額	所得税又は法人税									
	年度			年度			年度			
	円			円			円			
従業員数	事務職	技術職				労務職			計	
		土木	建築	その他						
	人	人	人	人	人	人	人	人		
主な役員及び技術者	職名	氏名		年齢	在職年数	資格、免許、学歴その他				
宅地造成等に関する工事の実績	工事名		事業主・元請・下請の区分		施行地区	面積	許認可の年月日及び番号		工事完了年月日	

- 注 1 工事主と工事施行者とが異なる場合は、それぞれにつきこの申告書を提出してください。
- 2 「納税額」欄には、この申告の際に提出することができる直近3年分の納税証明書に記載されている納税額を記入してください。
- 3 工事主が申告する場合は、この申告書に、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 直近3年分の所得税又は法人税の納税証明書
- (2) 宅地建物取引業法による免許の写し（宅地建物取引業者である場合に限る。）

第2号様式（第4条関係）

土地所有者等の同意書

下記の表に掲げる物件の権利を有する同表に掲げる者から、工事主が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項（第30条第1項）の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施することについて同意を得ました。

記

所在地及び地番	地目	面積	権利の種別	同意年月日	住所・氏名	印	摘要

工事主 住所

氏名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名 ）

- 注 1 「面積」欄は、実測値又は登記簿上の面積を記入してください。
- 2 「権利の種別」欄は、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入してください。
- 3 当該権利に係る土地が共有の場合には、「摘要」欄にその旨を記入してください。
- 4 同意者の印鑑登録証明書（同意者が法人である場合にあっては、印鑑証明書）を添付してください。

第3号様式（第4条関係）

実務経験証明書

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

年 月 日

証明者 職名

氏名

記

被 証 明 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	証 明 期 間	年 月 年 月 年 月 年 月 から まで
職 名	主 な 経 験 の 内 容			期 間	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
				年 月 年 月 から まで	
合 計			年 月		

(裏 面)

記 入 上 の 注 意

- 1 「技術士」で技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）若しくは水産部門（選択科目「水産土木」）とする方又は「一級建築士」である方は、この証明書の提出は、不要です。
- 2 この証明書は、証明者が証明することができる期間のみ1枚にまとめて記載してください。
- 3 証明者が異なる場合には、2枚以上に書き分けてください。
- 4 各欄の記入手順
 - (1) 「証明者」は、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。

例えば、株式会社の場合は「代表取締役」、「〇〇支店長」等、公務員の場合は「首長」、「〇〇部長」、「〇〇課長」等です。
 - (2) 「証明期間」欄は、月単位で記入するものとし、その初日が当該月の1日でないときは、最初の月数を算入しないでください。
 - (3) 「職名」欄は、具体的に（例えば「〇〇部△△課××係技術員」、「〇〇部△△課××係事務職」等）記入してください。
 - (4) 「主な経験の内容」欄は、具体的な業務の名称を、おおむね2年ごとに1つ以上記入してください。

第4号様式（第4条関係）

誓約書

私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」といいます。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、この誓約の内容について、必要に応じて県が警視庁又は道府県警察本部に照会することを承諾します。

1 私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法の許可の権限を有する者が必要であると認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含みます。）
- (3) 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいいます。以下同じ。）
- (8) 役員等が暴力団員等に該当するもの
- (9) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
- (10) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- (11) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (12) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (13) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (14) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (15) (5)から(14)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合又は法による許可取消しの措置を受けた場合は、これに異議なく応じます。

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

第5号様式（第5条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第34条第1項）の規定により、協議を申し出ます。					
年 月 日					
高知県知事 様					
協議者					
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度及び経度）				
	（緯度： 度 分 秒） （経度： 度 分 秒）				
5	土地の面積				
	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ				
	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形				
	溪流等への該当 有 ・ 無				
10 工事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ		メートル		
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	(4) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(6) 排水施設	番号	種類	内法 ^{のり} 寸法	延長
				cm	m

(7)	崖面の保護の方法			
(8)	崖面以外の地表面の保護の方法			
(9)	工事中の危害防止のための措置			
(10)	その他の措置			
(11)	工事着手予定年月日	年	月	日
(12)	工事完了予定年月日	年	月	日
(13)	工程の概要			
11	1 から10までに掲げるもののほか、必要な事項			
注	1 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 2 3 欄は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。 4 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 5 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第12条各号に掲げる土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 6 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に、当該許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

第 6 号様式（第 5 条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第 1 項（第34条第 1 項）の規定により、 協議を申し出ます。			
高知県知事 様		年 月 日	
協議者			
1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度及び経度） （緯度： 度 分 秒） （経度： 度 分 秒）		
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事 の 概 要	（1） 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	（2） 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	（3） 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	（4） 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	（5） 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	（6） 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	（7） 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
（8） 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
（9） 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止す			

	る措置	
	(10) 工事中の危害防止のための措置	
	(11) その他の措置	
	(12) 工事着手予定年月日	年 月 日
	(13) 工事完了予定年月日	年 月 日
	(14) 工程の概要	
8	1 から 7 までに掲げるもののほか、必要な事項	
注	1 3 欄は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出てください。 2 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入してください。 3 7 の(9) 欄は、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入してください。 4 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に、当該許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

第7号様式（第6条関係）

軽微な変更の届出書

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項（第35条第2項）の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

1 許可番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更に係る事項

事項		変更前	変更後
☐	工事主（設計者・工事施行者） の氏名（名称）		
☐	工事主（設計者・工事施行者） の住所		
☐	工事の着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
☐	工事の完了予定年月日	年 月 日	年 月 日

4 変更の理由

第 8 号様式（第 7 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項（第35条第3項）において準用する同法第15条第1項（第34条第1項）の規定により、変更の協議を申し出ます。 年 月 日 高知県知事 様 協議者					
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度及び経度） （緯度： 度 分 秒） （経度： 度 分 秒）				
5	土地の面積 平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有 ・ 無				
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ		メートル		
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	(4) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m
	(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(6) 排水施設	番号	種類	内 ^{のり} 法寸法	延長
				cm	m

(7)	崖面の保護の方法			
(8)	崖面以外の地表面の保護の方法			
(9)	工事中の危害防止のための措置			
(10)	その他の措置			
(11)	工事着手予定年月日	年	月	日
(12)	工事完了予定年月日	年	月	日
(13)	工程の概要			
11	1 から10までに掲げるもののほか、必要な事項			
12	変更の理由			
13	回答書番号	第 号		
注	1 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 2 3 欄は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。 4 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 5 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第12条各号に掲げる土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 6 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に、当該許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

第 9 号様式（第 7 条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第 3 項（第35条第 3 項）において準用する同法第15条第 1 項（第34条第 1 項）の規定により、変更の協議を申し出ます。 年 月 日 高知県知事 様 協議者			
1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度及び経度） （緯度： 度 分 秒 ） （経度： 度 分 秒 ）		
5	土地の面積 平方メートル		
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	（ 1 ） 土石の堆積の最大堆積高さ メートル		
	（ 2 ） 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル		
	（ 3 ） 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル		
	（ 4 ） 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	（ 5 ） 勾配が10分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	（ 6 ） 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	（ 7 ） 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
（ 8 ） 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
（ 9 ） 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止す			

	る措置	
	(10) 工事中の危害防止のための措置	
	(11) その他の措置	
	(12) 工事着手予定年月日	年 月 日
	(13) 工事完了予定年月日	年 月 日
	(14) 工程の概要	
8	1 から 7 までに掲げるもののほか、必要な事項	
9	変更の理由	
10	回答書番号	第 号
注	1 3 欄は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出てください。 2 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入してください。 3 7 の(9) 欄は、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入してください。 4 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に、当該許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

第10号様式（第8条関係）

届出工事変更届

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項（第21条第3項・第40条第1項・第40条第3項）の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を変更しますので、高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

当初の届出年月日 及び整理番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更理由	

第11号様式（第9条関係）

工事廃止届

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

下記のとおり工事を廃止しますので、高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第9条の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号（届出年月日及び整理番号）	年 月 日 第 号
土地の所在地及び地番	
廃止理由	
廃止時の工事状況	

第12号様式（第13条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項（第38条第1項）の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、下記のとおり報告します。

記

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

注 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。

第13号様式（第13条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項（第38条第1項）の規定により、土石の堆積に関する工事について、下記のとおり報告します。

記

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

注 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。

第14号様式（第14条関係）

届出工事完了届

年 月 日

高知県知事 様

工事主 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項（第21条第3項・第27条第1項・第40条第1項・第40条第3項）の規定により届け出た工事が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

工事完了年月日	年 月 日
当初の届出年月日 及び整理番号	年 月 日 第 号
工事をした土地の 所在地及び地番	

第15号様式（第16条関係）

適合証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づき、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法に適合していることを証する書面の交付を申請します。				
年 月 日				
高知県知事 様				
申請者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称) 及び代表者の職・氏名				
土地の所在地及び地番				
該当条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第12条第1項 ☐ 第16条第1項 ☐ 第30条第1項 ☐ 第35条第1項			
許可番号	第 号			
建築（建設）計画の概要	用途		敷地面積	m ²
	工事の種別		建築面積	m ²
	その他		延べ面積	m ²
※ 第 号 適合証明書 上記の建築（建設）計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明します。 年 月 日 高知県知事 印				

注 ※印の欄は、記載しないでください。

第16号様式（第17条関係）

←9.0センチメートル→

写真貼り付け箇所

身分証明書

第 号

所属

職名

氏名

年 月 日生

高知県知事

印

6.0センチメートル↓

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定に基づく土地の立入り等、第6条第1項の規定に基づく障害物の伐除又は第24条第1項若しくは第43条第1項の規定に基づく立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）
（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2～5 略

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 略

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。